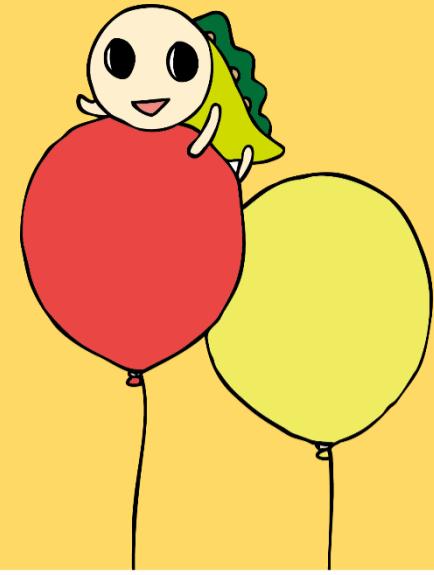


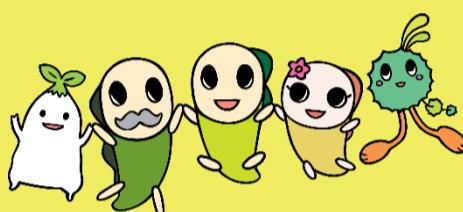
杉並区では 子どもの権利擁護を推進する ための取組を進めています！



杉並区の取組

区では、基本構想に掲げる「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの考え方や思いを大切にしながら「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を見えた検討を進めています。

主な取組内容



「子どもの権利」について普及啓発

子どもの権利ってなんだろう？

「すべての子どもたちが心も体も健康で、自分らしく育つために必要なこと」です。

世界中のすべての子どもは、生まれながらに子どもの権利を持っています。

日本を含む世界の196の国や地域が守ることを約束した「子どもの権利条約」では、子どもの権利を考えるときに一緒に考えなくてはならない、次の4つの大事な原則があります。

	子どもを誰一人取り残さないこと		子どもにとって最もいいこと
	命を守られ成長できること		意見がちゃんと聽かれ尊重されること



子どもから意見を聞く取組

子どもワークショップシーズン3では、小学5年生から高校生年代約37名が集まり、子どもの権利を守るために必要なことについて、グループワークや話し合いを重ねています。

子どもワークショップシーズン3を開催しています！

内容

「(仮称)子どもの権利に関する条例」・子どもの意見表明の場について考えよう

実施予定

- 第1回 令和6年9月7日
- 第2回 令和6年10月12日
- 第3回 令和6年10月26日
- 第4回 令和6年11月27日
- 第5回 令和6年12月15日

対象

区内在住・在学で
小学5年生～高校生
年代の方

＜子どもの権利条約＞

詳しくはユニセフホームページへ！



＜子どもから意見を聞く取組＞

杉並区公式ホームページをご覧ください！

